訪問看護ステーションてくてく運営規程

（事業の目的）

第　1条　この規程は、株式会社ピー・エス・マネジメントが設置する訪問看護ステーションてくてく（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第　2条　ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2　ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3　ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第　3条　ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2　ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第　4条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名　称：訪問看護ステーションてくてく

②所在地：千葉県市川市湊新田1丁目6－12　第三吉ビル101

（職員の職種、員数及び職務内容）

第　5条　ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

①管理者：看護師若しくは保健師…1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

②看護職員：保健師、看護師又は准看護師…常勤換算2．5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数　※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間等）

第 6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①営業日：月曜日から金曜日まで。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

②営業時間：午前9時から午後5時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制、必要に応じて訪問等適切な対応ができる体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第 7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第 8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

①利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

②利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第 9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

①療養上の世話
病状観察、清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）指導及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア、精神的支援

②診療の補助
褥瘡の予防・処置、創傷処置、カテーテル管理、服薬管理、吸引、点滴注射等の医療処置

③リハビリテーションに関すること。

④家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

（緊急時における対応方法）

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料等）

第11条　ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2　ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、支払いを利用者から受けるものとする。

①訪問看護と連携して行われる死後の処置　10，000円（消費税別）
エンゼルケア（洗顔、整髪、清拭、エンゼルメイク）

②次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合で、公共交通機関やタクシーを利用した場合は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。1 キロメートル当たり20円。

③夜間・休日等に公共交通機関やタクシーを利用した場合は、その実額を徴収する。

④情報開示にかかる手数料。

⑤おむつ代等の日常生活に必要な物品を提供した場合には、その物品の実額相当額を徴収する。

⑥利用者都合によるキャンセルの場合は、キャンセル料を徴収する。前日17：00までに連絡があった場合は無料、それ以外の場合は2，000円を徴収する。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認められるときは、キャンセル料を徴収しない。

⑦費用の内容及び金額については、別途定める料金表によって利用者やその家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

＜市川市＞
相之川、新井、伊勢宿、入船、大洲、大和田、押切、鬼高、欠真間、加藤新田、香取、河原、行徳駅前、幸、塩浜、塩焼、島尻、下新宿、下妙典、末広、関ヶ島、高浜町、宝、田尻、千鳥町、稲荷木、富浜、新浜、新田、東大和田、日之出、平田、広尾、福栄、本行徳、本塩、湊、湊新田、南行徳、南八幡、妙典

＜浦安市＞
市内全域

＜江戸川区＞
一之江、一之江町、宇喜田町、江戸川、北葛西、篠崎町、下篠崎町、中葛西、西一之江、西小松川町、西瑞江、二之江町、春江町、東葛西、東小松川、東篠崎、東篠崎町、東瑞江、船堀、松江、瑞江、南篠崎町、谷河内

（相談・苦情対応）

第13条　ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2　ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

（事故処理）

第14条　ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2　ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3　ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条　ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、管理者を責任者として、次の措置を講ずるものとする。

①虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第16条　ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

①採用後1ヶ月以内の初任研修

②年1回以上の業務研修

2　職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3　ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする）

附　則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年6月1日　一部改正